



新春を迎えて



社団法人 岐阜県都市整備協会

専務理事 高 崎 豊

会員の皆様には、輝かしい新年を迎えられ心よりお慶び申し上げます。

昨年5月の定期総会で再任を戴きました社団法人 岐阜県都市整備協会の専務理事でございます。日頃から当協会の事業推進につきまして、岐阜県、岐阜市をはじめとする各市・町、また各土地区画整理組合等、多くの皆様方に多大なご支援、ご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の社会・経済情勢の大きな変化などにより、我が国の都市は歴史的な転換期を迎えているともいわれております。本格的な人口減少社会の到来を前に、市街地整備施策において「量的充足からストックの質的向上」へ大きくシフトしていくことが求められています。土地区画整理事業もこれまで我が国の市街地の約3割を整備するなど都市づくりを大きく支えてきましたが、大きな転換期を迎えようとしているわけであります。具体的には、「柔軟な市街地整備手法やスマートシュリンク（上手に縮退していく）に対応した市街地整備手法のあり方」等が提案され、全国各地で取り組みが進んでいるところであります。

こうした中、岐阜県におきましても、協会先進地視察研修や職員研修などを通じ、「新しいまちづくりの整備手法の導入」等につきまして調査研究を重ねているところであり、今後、早期に新しい事業の具体化を目指しまして、一層努力して参りたいと思っております。

次に、事業推進のための財源問題ですが、「平成21年度より道路特定財源を一般化するという基本方針」が昨年5月に閣議決定され、道路関係予算の枠組にある土地区画整理事業にも大きな不透明感が生じております。まちづくり事業の推進に極めて重要な、制度、財源確保等につきまして、皆様方の力強いご理解とご支援をお願いします。

なお当協会は、昨年12月1日の公益法人新制度改革により「特例民法法人」となり、平成25年11月末までに公益社団か一般社団への移行申請が必要であります。今後、より長期的な展望をもち、着実な業務の推進、健全経営が図れるよう検討を重ねまして、会員皆様方にご説明し、移行申請につきましては慎重に進めてまいりたいと思っております。

昔から「区画整理はまちづくりの母」とも言われ、この事業支援を行う当協会は「極めて大きな社会的使命をもつ協会」と考えますので、皆様方のご支援、ご指導を重ねてよろしくお願ひ申し上げます。最後に、皆様方のご健勝とご多幸を心よりお祈りしましてご挨拶とさせていただきます。